

鏡野町介護保険住宅改修受領委任払取扱事業者の登録に係る確約書

平成 年 月 日

(あて先) 鏡野町長

所在地 _____
申請者 事業者名称 _____
代表者氏名 _____ 印

鏡野町介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者の登録にあたり、次の事項を遵守することを確約します。

- 1 介護保険の保険給付の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令及び鏡野町介護保険住宅改修費受領委任払制度実施要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- 2 住宅改修の提供にあたっては、介護保険被保険者（以下「被保険者」という。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、その被保険者の心身の状況、住宅の事情等を勘案し適切な住宅改修に努めること。
- 3 住宅改修費は、市場価格と著しく乖離しないよう適正な価格で行うこと。
- 4 正当な理由なく、制度の利用を拒まないこと。
- 5 関係法令、要綱、この遵守事項等に違反し、その是正等について鏡野町長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 6 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。なお、従業者又は従業者であった者が、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持するよう、必要な措置を講じること。
- 7 「鏡野町介護保険住宅改修費受領委任払制度実施要綱」第8条第1項に規定する取り消し要件に該当した場合、町長が期間を定め当該登録を取り消すことがあること。
- 8 住宅改修を行うにあたっては、鏡野町、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者等との連携に努めること。
- 9 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事態が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこと。
- 10 被保険者負担分については、介護保険法に基づき適正な額を請求し受領すること。
- 11 被保険者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を鏡野町に報告すること。
- 12 被保険者及びその家族からの苦情又は相談があった場合には、円滑かつ迅速に処理を行うこと。その他、当事業者において処理し得ない内容については、関係機関に対して指

導又は助言等を求めることにより、適切な対応方法を検討し対処すること。

13 住宅改修に関する記録を整備し、受領委任払完結の日から2年間保存すること。

14 受領委任払取扱事業者の登録内容に変更があったとき、又は事業の廃止、休止、再開するときには、速やかに鏡野町長に届け出ること。